第三十条第一項中「旧所要自己資本の額」を「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」に改め、「十二・五を乗じて得た額」の下に「（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　先進的計測手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第十九条に定める算式の分母に加えなければならない。

一　先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間　九十パーセント

二　先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間　八十パーセント

3　前二項の規定にかかわらず、信用金庫又は信用金庫連合会が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十九条に定める算式の分母に加えなければならない。

第三十条第四項中「（第二項において準用する場合を含む。）」の「旧所要自己資本の額」に、「内部格付手法（第二項において第一項を準用する場合にあっては先進的計測手法）」を「計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法」に改め、「日の直前に用いていた手法」の下に「とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法」を加え、「当該直前に用いていた手法」を「当該計算方法」に改め、同条第五項中「（第二項において準用する場合を含む。）」を「及び第二項」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十九条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第二十二条第一項各号に掲げる額及び第二十五条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第二十三条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

第四十一条第一項中「旧所要自己資本の額」を「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」に改め、「十二・五を乗じて得た額」の下に「（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　先進的計測手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第三十一条に定める算式の分母に加えなければならない。

一　先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間　九十パーセント

二　先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間　八十パーセント

3　前二項の規定にかかわらず、信用金庫又は信用金庫連合会が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第三十一条に定める算式の分母に加えなければならない。

第四十一条第四項中「（第二項において準用する場合を含む。）」の「旧所要自己資本の額」を「の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」に、「内部格付手法（第二項において第一項を準用する場合にあっては先進的計測手法）」を「計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法」に改め、「日の直前に用いていた手法」の下に「とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法」を加え、「当該直前に用いていた手法」を「当該計算方法」に改め、同条第五項中「（第二項において準用する場合を含む。）」を「及び第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第三十一条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第三十四条第一項各号に掲げる額及び第三十七条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第三十五条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

附則第九条第二項中「前項」を「前二項」に、「第十条第五項、第十八条第五項、第三十条第五項及び第四十一条第五項」を「第十条第六項、第十八条第六項、第三十条第六項及び第四十一条第六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項本文に規定する信用金庫又は信用金庫連合会以外の信用金庫又は信用金庫連合会及び同項ただし書に規定する信用金庫又は信用金庫連合会は、新告示第十条、第十八条、第三十条及び第四十一条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を八パーセント（海外営業拠点を有しない内部格付手法採用金庫又は先進的計測手法採用金庫においては、四パーセント）で除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えることができる。

期　間	率
内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日以後一年間	九十パーセント
内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日から一年を経過した日以後一年間	八十パーセント

附則第九条に次の一項を加える。

4　新告示第十条第一項第二号及び第二項第二号、第十八条第一項第二号及び第二項第二号、第三十条第一項第二号及び第二項第二号並びに第四十一条第一項第二号及び第二項第二号並びに第一項の表の平成二十一年三月三十一日以後一年間の項及び第二項の表の内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日から一年を経過した日以後一年間の項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「以後一年間」とあるのは、「以後」とする。

附則第十二条第一項中「平成十九年三月三十一日以後三年間において、居住用不動産向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する際には、新告示第二百十六条第一項」を「居住用不動産向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合における新告示第二百十六条第一項の適用については、当分の間、同項」に、「あるのは」を「あるのは、」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第四　協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「旧所要自己資本の額」を「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」に改め、「二十五・〇を乗じて得た額」の下に「（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）」を加え、同項第一号中「内部格付手法」の下に「（先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等にあっては、先進的内部格付手法。次号及び第四項並びに第十八条第一項各号及び第四項において同じ。）」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　先進的計測手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。

一　先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間　九十パーセント

二　先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間　八十パーセント